

貯金規定の一部改正について

JAバンク京都では、次のとおり貯金規定を一部改正いたします。

1. 改正特約

- ・教育資金贈与税非課税措置に関する特約
- ・結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約

2. 改正の趣旨

「教育資金贈与専用口座」、「結婚子育て資金贈与専用口座」について、払戻にかか
るディスクレマーを追記し、貯金規定の一部改正を行うものです。

3. 改正内容

教育資金一括贈与および結婚子育て資金一括贈与にかかる非課税措置における払戻の
取扱いについて、領収書等の支払年月日と払戻しが同じ年に属さなければ非課税措置の
適用対象外になる旨を追記しました。

4. 実施日

平成30年4月1日